

障害者控除対象者認定書の交付

○ 障害者控除対象者認定書とは

障害者手帳を取得されていない場合でも、満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方については、障害者に準ずる者として「障害者控除対象者認定書」により所得税・住民税の控除を受けることができます。

○ 対象となる方

別紙のフローチャートをご覧ください。

○ 手続について

1. 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を長寿支援課に提出してください。

確定申告で使用される場合、11月から事前受付を開始しますが、発行は年明け以降となります。

〈提出方法〉

- ・ 長寿支援課窓口への提出
- ・ 郵送（申請書をホームページで印刷、記入のうえ送付してください）
- ・ 電子申請

2. 対象者には後日、「障害者控除対象者認定書」を郵送にて交付します。

即日交付ではありません。申請書を受理してから発送まで、おおむね1週間かかります。

郵送にも時間を要するため、必要な期日の2週間前までには申請してください。

○ 注意事項

- ・ 原則として、申請者の住所に認定書を発送します。
- ・ 申請手続きは毎年必要です。
- ・ 障害者控除対象者認定書の交付を受けただけでは、税控除はされません。年末調整や確定申告、市県民税申告等、用途に応じて認定書を提出してください。
- ・ 転入された方（住所地特例、保険者が川口市外の方）は、判定するための情報が川口市にない場合があります。転入前の自治体へ情報提供を依頼するため、通常よりも発行にお時間をいただきます。事前にお問い合わせください。
- ・ 年末調整・年金機構提出用に、認定書の交付を希望される場合は、申請日時点の暫定の状況で発行します。そのため、要介護認定の更新や区分変更、新規申請などにより、確定していない場合は、認定結果がわかり次第の発行になります。

《参考》 障害者控除対象者認定の基準・税控除額

介護保険の認定調査資料をもとに判定します。

認定	要介護認定	控除額		手帳区分	
		所得税	住民税		
障害者	要介護1～3	27万円	26万円	身体障害者手帳	3～6級
				療育手帳	軽度・中度
				精神障害者 保健福祉手帳	2～3級
特 別 障害者	要介護4・5	40万円	30万円	身体障害者手帳	1～2級
				療育手帳	重度
				精神障害者 保健福祉手帳	1級

○ 申請・問い合わせ先

川口市 福祉部 長寿支援課(市役所本庁舎 2階 5番窓口)
〒332-8601 川口市青木2-1-1
TEL 259-7652 (直通)